

6 財産上の不当取引による被害の防止

1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています(第27条)。この相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。

特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口(基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本)を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター(平成18年秋～)

2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村申立も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

Ⅲ 市町村と地域包括支援センターの関係

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が主体的に役割を担うことが規定されています。また、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められる機関に以下の事務の一部又は全部を委託することが可能とされています（第17条）。

<委託可能な事務の内容>

- ①相談、指導及び助言（第6条）
- ②通報又は届出の受理（第7条、第9条）
- ③高齢者の安全の確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置（第9条）
- ④養護者の負担軽減のための措置（第14条）

一方、介護保険法においては、各市町村に設置される地域包括支援センターにおける業務として、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④介護予防ケアマネジメント業務が定められています。そのうち、地域ネットワークの構築や実態把握、総合相談、権利擁護などの業務の中で高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者、養護者等への支援が行われることとなり、地域包括支援センターは、地域における虐待対応の中核機関のひとつとなります。

第Ⅱ章では、市町村（本章では、これ以降、市町村本庁のことを単に「市町村」といいます。）と地域包括支援センターの関係を特に意識せず、どちらかといえば市町村が直接行うことを想定しつつ、地域包括支援センターを含めた市町村が全体として行う業務として整理しましたが、実際に各市町村で業務態勢を検討したり、業務を行ったりする上では、市町村と（特に民間法人に委託している）地域包括支援センターの関係を整理していく必要が生じます。

そこで、本章では、高齢者虐待の予防、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援の事務に関して、市町村と地域包括支援センターの基本的な業務役割を示すこととしました。

1 基本的考え方

高齢者虐待防止法においては、市町村を第一義的に責任を有する主体として、地域包括支援センターを市町村の業務を委託する主体として位置付けていることを踏まえると、高齢者虐待防止法では、市町村に対して、同法に規定する業務を主体的に行う役割を求めていると考えられます。

一方、実際に業務を行うに当たっては、担当区域の高齢者について包括的・継続的に関与する役割を有し、より地域に密着した立場である地域包括支援センターが、対応の中心となることが考えられます。

こうした場合には、市町村は、ともすれば、委託した業務について地域包括支援センターに「任せきり」の状態になることが懸念されます。

地域包括支援センター自身の規模（職員数）や、市町村権限の発動との連携等を考えると、地域包括支援センターにおける対応には自ずと限界が生じます。上記の高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえると、高齢者虐待防止法に規定される業務を地域包括支援センターに委託した場合でも、あくまで業務の責任主体は市町村自身であることを市町村は常に意識し、その業務への関与を継続することが基本となります。

2 地域包括支援センターに業務委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割

この項では、高齢者虐待防止法の規定に基づいて市町村が地域包括支援センターに業務を委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割について、第Ⅱ章に掲げる養護者による高齢者虐待に関連する業務項目に沿い、整理しました。(すべての市町村における業務の指針として示すものではありません。)

◎：中心的な役割を担う ○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする 空欄：当該業務を行わない

		市町村	地域包括支援センター	養護者
初動	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	△	◎	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発	◎	△	
	・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	◎	△	
	・通報（努力）義務の周知	◎	△	
	・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知	◎	◎	
	・専門的人材の確保	◎		
相談・通報・届出への対応	・相談、通報、届出の受付	△	◎	有 有
	・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項）	△	◎	
	・受付記録の作成	△	◎	
	・緊急性の判断	○	◎	
事実確認・立入調査	・関係機関からの情報収集	○	◎	有 有 (直営のみ) (直営のみ)
	・訪問調査	○	◎	
	・立入調査	◎	(直営のみ◎)	
	・立入調査の際の警察署長への援助要請	◎		
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集）	○	◎	
	・支援方針等の決定	○	◎	
	・支援計画の作成	△	◎	
支援の実施	(やむを得ない事由による措置等の実施)			
	・措置の実施	◎	(市町村へのつなぎ)	
	・措置後の支援	△	◎	
	・措置の解除	◎	△	
	・措置期間中の面会の制限	◎	△	
	・措置のための居室の確保 (成年後見制度の活用)	◎		
・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎	(市町村へのつなぎ)		
養護者支援	・養護者支援のためのショートステイ居室の確保	◎		
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	△	◎	
その他	(養護者による高齢者虐待防止関係)			
	・個人情報取扱いルールの作成と運用 (財産上の不当取引による被害の防止関係)	◎	△	
	・被害相談	◎	△	有
	・消費生活関係部署・機関の紹介	◎	◎	有

地域包括支援センターに業務委託した場合の業務分担



